

扁額と家憲  
「加藤宇兵衛の理念」

## 「金平成園」

中園 美穂

(弘前大学非常勤講師)



写真1: 扁額「金平成園」=2023(令和5)年5月27日・筆者撮影

黒石市には、近代青森県を代表する政治家で実業家でもあった加藤宇兵衛の庭園と邸宅が所在する。庭園は国指定名勝「金平成（かねひらなり）園（澤成（さわなり）園）」として一般公開され、2025（令和7）年度も多くの人たちが訪れた。

邸宅は庭園の西側に位置し、現在

は「旧加藤家住宅」と呼ばれる。住

宅主屋には貴族院議員の二条基弘公爵が揮毫した扁額「金平成園」がかかる（写真1）。1907（明治40）年1月から貴族院議員をつとめた加藤は、二条と同じ院内会派に属していた。

扁額「金平成園」の引首印（関防印）は「聴松樓」である。引首のものとは、自分の書斎や家につけた風雅な名前を刻んだものが主

だつたと言われる（川邊尚風著

『落款の書き方』）。「聴松樓」が二条の書斎あるいは邸宅を示すならば、それはどこなのだろう。

二条は、神奈川県鎌倉の長谷に別荘を持っていた（写真2）。貴顕紳士たちの別荘地として著名な鎌倉は「松の都」にたとえられていた（島本千也著『続・鎌倉別荘物語』）。このため「聴松樓」とは彼の鎌倉の別荘なのかもしれない。

実は、加藤も鎌倉に別荘を持っていた。この別荘は関東大震災で失われたというが、彼と二条の間には、鎌倉に別荘を持つという共通点も見出せて興味深い。

加藤は、貴族院議員時代である1909（明治42）年12月に「金平成家憲」を定めている（北原種忠著

『落款の書き方』）。「聴松樓」が二条の書斎あるいは邸宅を示すなら、それはどこなのだろう。

金平成家憲には、賭博や投機的営利の事をしてはならないこと、どのような事情があつても債務者の弁済を貸与して抵当権を設定させてはならないこと、以上3か条の内容が書かれている。

加藤は、庭園について「万民に金が行きわたり、平和な世の中に成るよう」という願いを込めていた。優れた実業家でもあつた彼は、公私にわたる各種事業に対し多額の寄付をし、社会に大きく貢献していた。

こうした活動を続けるためには、加藤家の財産を金平成家憲で守つていく必要があつたのだろう。金平成園と金平成家憲は切り離せない関係であり、扁額「金平成園」とは、貴族院議員に選ばれた加藤のノブレス・オブリージュ（社会的に身分の高い人間が果たすべき責務）の象徴と見なせないだろうか。

彼の大きな功績と比較して、残された資料は非常に少ない。だからこそ彼の理念が込められた「金平成」は、加藤という人物を理解する上で重要な手掛かりになるのである。

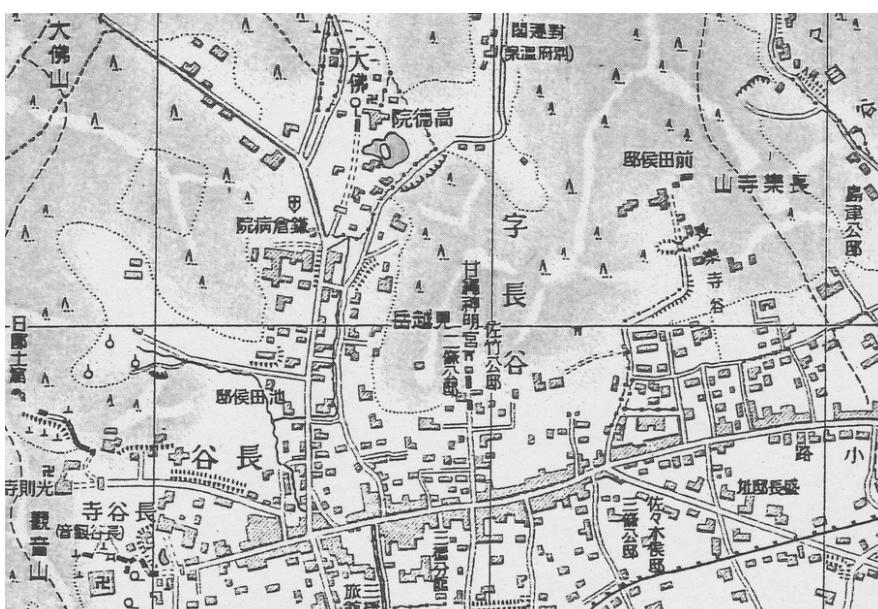


写真2: 二条公爵の別荘がある鎌倉の長谷周辺。甘繩神明宮とは、現在の甘繩神明神社である（中田時懋著『鎌倉』鎌倉同人会・1919年より拡大して転載）

写真2: 二条公爵の別荘がある鎌倉の長谷周辺。甘繩神明宮とは、現在の甘繩神明神社である（中田時懋著『鎌倉』鎌倉同人会・1919年より拡大して転載）

彼の大きな功績と比較して、残された資料は非常に少ない。だからこそ彼の理念が込められた「金平成」は、加藤という人物を理解する上で重要な手掛かりになるのである。